

契約管理課(総合体育館冷暖房設備改修工事[輻射パネル設備工事])

<記載要領>

講じた措置の内容が完了した場合は完了した時期を、完了していない場合は完了予定の時期を記入してください(記載例:平成〇〇年〇月)

	指摘項目	指摘等区分	意見・要望等	講じた措置	完了(予定)時期
過去の助言・提言事項の評価に基づく事項	検査程度(頻度)の有効性について	検討	工事検査体制の変更は評価できるが、今後は、施設を構成する個々の設備の重要度に応じた検査程度(頻度)、例えば全数検査や抜取検査(抜取率を変える)を有効に適用するなどにより、検査の質を高める工夫をされたい。	契約管理課の検査員による建設工事の検査は、「田川市建設工事検査要綱」及び「田川市建設工事検査事務処理要領」に基づき、工事担当課からの依頼を受けて「完成検査」、「出来高検査」及び「中間検査」を実施することとしています。 検査は、国、県の検査基準により適切に実施していますが、工事の内容に応じ適宜工夫して実施します。	平成30年4月